

「穀物の輸出禁止・解除」の影響（ロシア）

1. 「ロシアの穀物輸出禁止措置」とは？

日本が記録的な猛暑となった昨年の夏、ロシアも深刻な干ばつに見舞われました。そのような状況を受けて、プーチン首相は小麦など穀物の外国への輸出を禁止。国内向けの需要を優先するために、当初は昨年の8月15日から年末までの措置としていた期限を、今年の夏まで延長していました。

2. 最近の動向

ロシアのプーチン首相は28日、農政などを担当するズプコフ第1副首相に対し、小麦など穀物の輸出禁止を7月1日から解除するよう命じました。

昨年は、干ばつで6,000万トン程度にまで落ち込んだ穀物の収穫が、今年8,500万～9,000万トンまで回復する見通しとなったためです。

昨年夏から始まったロシアによる穀物の輸出禁止の措置は、穀物の需給悪化懸念から、穀物市場に投機的な資金を流入させました。世界の食料価格を上昇させる一因になったのです。

また、ロシアに小麦の輸入の約半分を頼ってきたエジプトなどの経済にも深刻な影響を与えました。小麦価格の高騰は、エジプトやチュニジアの政情不安にもつながったのです。



3. 今後の展開

ロシアの輸出禁止措置の解除は、小麦の国際価格の押し下げ要因につながるものと思われます。日本は、小麦の国内消費量の8割以上を輸入に依存しています。小麦の国際価格高騰の影響で、国内の製粉、製パン大手は、相次いで7月からの主力製品の値上げを発表していました。ロシアの輸出禁止措置の解除が穀物市場に良い影響を与えれば、こうした動きに一定の歯止めをかける可能性があります。

また、穀物など食料需給を見るうえで、忘れてはならないことに、新興国の人口増加や食生活の変化があります。中国やインドなどの新興国で都市型生活を送る人が増えるにつれて、穀物だけに留まらず、肉類・卵・乳製品など食料需要は幅広く増加します。このことは、食料自給率の低い日本(4割程度)にも、間接的に影響を与えます。一人ひとりが食料への関心を高めることは、日本の将来を真剣に考えることにつながります。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年05月30日【デイリー No. 933】日本の消費者物価指数(4月)～2年4カ月ぶりのプラス圏、高校授業料無償化の影響がはく落～

2011年05月17日【キーワード No.577】4月の「国内企業物価指数」(日本)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社

SMAM